

広島地方最低賃金審議会
令和5年度 第1回
広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事録

令和5年10月2日

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会令和5年度第1回広島県自動車小売業最低賃金専門部会
議事録

1 日 時 令和5年10月2日（月）10時57分～11時52分

2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者

【公益代表者委員】

三井部会長、村上部会長代理、車元委員

【労働者代表委員】

荒城委員、内田委員、山崎委員

【使用者代表委員】

池久保委員、沖田委員、巢守委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官

山崎労働基準監察監督官、吉川労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

重弘室長補佐

定刻より若干早いのですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から第1回広島県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して自動車小売業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月15日から21日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

では、本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に自動車小売業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員紹介)

重弘室長補佐

ありがとうございました。労働基準部長の前田より、御挨拶を申し上げます。

前田労働基準部長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、広島県最低賃金特定最低賃

金専門部会の委員に御就任いただきましたこと、また、お忙しい中、本日の第1回専門部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この自動車小売業最低賃金は、現在、時間額 958 円でございますが、本年度も改正の申出がございまして、8月4日、改正決定の必要性について広島地方最低賃金審議会へ広島労働局として諮問させていただきまして、「改正決定の必要性あり。」との答申をいただき、同日、改正決定等について同審議会へ諮問しているところでございます。本日から専門部会の委員の皆様には具体的な調査審議をお願いすることとなった次第でございます。

特定最低賃金は、地域別最低賃金と異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格のものでございますので、全会一致の議決を目指して御審議をお願いしたいということでございます。

今後、数回にわたってこの専門部会で御審議いただくこととなりますけれども、特定最低賃金の年内発効に向け御審議いただきますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

重弘室長補佐

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

重弘室長補佐

では、続きまして、ここでお手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

続きまして、議事（１）「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

石井賃金室長

御報告申し上げます。自動車小売業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として三井委員、部会長代理候補として村上委員が推挙されております。以上でございます。

重弘室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

（異議無し）

重弘室長補佐

ありがとうございます。部会長に三井委員、部会長代理に村上委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。

しばらくお待ちください。

（「部会長」及び「部会長代理」プレート設置）

重弘室長補佐

それでは、三井部会長、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

三井部会長

はい、わかりました。ただ今、部会長に選出いただきました三井でございます。

できる限りスムーズな審議進行を心掛けまして、公正な特定最賃の決定に努めたいと思っておりますので、何とぞ委員の皆様方の御協力を、お願いいたします次第でございます。

それでは早速でございますが、第1回専門部会の議事(2)「広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

石井賃金室長

はい、事務局から、資料の説明の前に、専門部会における議事の公開について説明させていただいてよろしいでしょうか。

三井部会長

はい、よろしく願いします。

石井賃金室長

ありがとうございます。では、お手元の共通資料 No 3、通し番号 3 ページの広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧いただけますでしょうか。

本専門部会は、この運営規程に基づき運営されるものでございます。議事の公開の定めにつきましては、第5条第1項に規定されておまして、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障

を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

審議会の公開につきましては、令和5年4月6日中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において出されました「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない。」という観点を踏まえ、令和5年7月3日開催の第547回広島地方最低賃金審議会におきまして、御審議いただきました。

その結果、今年度の審議会及び専門部会における議事の公開については、運営規程のとおり、原則公開で、特段の定めが該当する場合、非公開とするとされ、公労・公使の二者の個別協議の場合は、特段の定め「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。」に該当するおそれがある場合等に該当すると考えられることから、審議会はほとんどが公労使三者揃った会議であることから公開、専門部会は、第1回以外の審議は、ほとんどが二者のみの個別審議であることから、第1回のみを公開とするとの結論に至りました。

よって、特定最低賃金専門部会におきましても、第1回目は公開、第2回以降はほとんどが二者協議であることから非公開することとなります。

さらに、専門部会の議事録の作成について申し上げます。共通資料No.8、通し番号の27ページを御覧ください。議事録の作成につきましても、情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、発言者名を議事録に付記させていただいております。

また、公開の場合の議事録は、広島労働局のホームページに掲載しております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。

三井部会長

はい、ありがとうございました。ただ今事務局から説明があったとおり議事

の公開については、審議会において議決しました。この件について、皆様方、何か御意見、御質問がございませんでしょうか。

(意見無し)

御意見、御質問が無いようですので、本専門部会はこのまま公開として進めてまいります。

では、事務局、資料の説明を続けてください。

栗林賃金指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本自動車小売業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定（産業別）最低賃金について、を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、

地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本自動車小売業最低賃金につきましては、配付しております令和5年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和5年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、公正競争ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続でございますが、本年8月4日の第549回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性有りとの答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和5年度広島地方最低賃金審議会の運営について、を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとされておりまして、

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告、記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の26ページ、令和4年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます、この表の右端に自動車小売業がございます。

昨年、令和4年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額28円、時間額958円の答申をいただいております。

今年度から新たにお付けしている資料として、共通資料の最後の方にありますが、No.23、84ページを御覧ください。令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を厚生労働省がプレスリリースしたものです。対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業と大企業ですが、産業別の数字が分かるので、参考として付けさせていただきました。

また、机上配付しております資料の説明をいたします。

まず、今年から新たに作成しました令和5年1月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。これは、昨年以降消費者物価指数が上昇しておりますことから、特定最低賃金改正発効後の1月から8月までの消費者物価指数の上昇率の推移となっております。

次に、広島県最低賃金改正のリーフレットが2種類ございます。まず、本省作成リーフレット、そして、広島局作成のリーフレット「広島県の最低賃金」です。広島県最低賃金が10月1日から970円に改正されたことから、新たに作成しました。広島県特定最低賃金の一覧を御覧ください。広島県最低賃金が970円に改正されたことにより、広島県特定最低賃金8業種のうち、下の欄の5業種は広島県最低賃金の金額が上回ります。よって、各種商品小売業は昨年度から広島県最低賃金の適用となっておりますが、それ以外の4業種につきまして、も、改正されるまでの間、広島県最低賃金970円が適用となります。

そして、最後に、今年度の大幅な最低賃金の引上げを受けての中小企業・小規模事業者の賃上げし易い環境整備の各種支援策のリーフレットを御用意いたしました。特に業務改善助成金は、8月31日から制度の拡充をしております。

私からの説明は以上でございます。

重弘室長補佐

続きまして、広島県自動車小売業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、御説明いたします。

まず、別冊資料No.2、通し番号の2ページは、現行の広島県自動車小売業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

別冊資料No.3、通し番号の8ページは、昨年の全国の自動車小売業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料No.4、通し番号の9ページからは、広島県内で実施した自動車小売業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月～7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については1人～99人規模の事業場、これ以外の業種については1人～29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査（サンプリング調査）です。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和5年6月支払分の賃金です。

通し番号15ページの「分位偏差」を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果です。

通し番号16ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。

横軸が10円刻み（1,100円以上は100円刻み）の時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

通し番号17ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

通し番号18ページが自動車小売業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。

次の20ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、「現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合」です。規模ごとに時間額958円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号21ページが「最低賃金引上げ試算表」です。これは、「最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合」つまり「影響率」を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃958円を1円引き上げますと6.4%に影響が出る(下回る)こととなります。

通し番号22ページが、平成16年度からの自動車小売業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表です。

私からの説明は以上です。

三井部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての説明がありました。これらにつきまして、何か御質問等がございますか。

(質問無し)

三井部会長

それでは、ここで他府県の結審状況が分かるのであれば、事務局から説明をお願いします。

石井賃金室長

本日現在の自動車小売業最低賃金の他府県の結審状況について、御説明いたします。

2件ございます。

1つが埼玉県で、現行、1,018円、これが1,060円、ということで、42円の引上げ、島根、932円が960円、28円の引上げとなっております。

以上です。

三井部会長

はい、ありがとうございます。それでは、広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思います。

その前にですが、各側、意見表明の前に、個別に協議する時間が必要かどうかお伺いします。

労側いかがでしょうか。

山崎委員

5分程いただけたらと思います。

三井部会長

使側いかがでしょうか。

巢守委員

お願いします。

三井部会長

どれくらい。

巢守委員

5分くらい。

三井部会長

別室に5分ずつ分かれて、そうですね、今11時24分ですから、半頃お戻りいただけたらと思います。

石井賃金室長

はい。では御案内いたします。

(各側別室で個別協議)

三井部会長

それでは、両側お戻りになりましたので、審議を再開したいと思います。

それではここから、各側からの意見表明をお願いしたいと思います。

まず、労側の方からよろしく申し上げます。

山崎委員

はい、それでは、労側の主張をさせていただきます。

今専門部会で、この度もこの場を設置いただきましたことに対しまして、深く感謝いたします。

我々としましては、関係者の御努力によっていただいたこの場において、労働者の代表として、使用者代表の皆様、そして、公益委員代表の皆様に対して誠実に向き合ひまして、建設的な審議に努めまして、全会一致、年内発効を目指す所存です。どうぞよろしく願いいたします。

金額提示に当たって、まず、触れておきたいと思いますが、本日この場で金額提示はいたしません。

その理由は、本日は現下の環境を皆様で正しく認識共有することに主眼を置かしていただきたいということでございます。

2回目の冒頭で金額提示をさせていただければと考えております。

先日政府が新たな経済政策を発表していますが、日本全体が直面する継続した物価高騰に対応する施策が今、求められております。ここでは、賃金上げを社会全体で行っていく、その必要性を共有させていただいた上で、交渉を行いたいと思います。それでは、スタンスについて、4点申し上げたいと思います。

まず1点目、特定最賃はすべての労働者に適用される地賃とは異なりまして、当該産業労使がイニシアティブを発揮しまして、その産業に相応しい水準を設定する必要性がございます。広島県における自動車産業の持続、発展のためには、優秀な人材を確保し、定着させていく、その必要があるという観点から、継続した特定最賃の公表が必要であると考えております。

2点目、今春闘におきまして、厳しい経済環境の中、近年にない水準の賃上げがなされております。現在の賃上げデータはなかなか連合広島ではデータの数が多かったということもございましたので、全国のデータでお話をさせていただきますけど、自動車総連、12労連全体で販売系549組合中、460組合がベアに相当する賃金改善部分を獲得しております。そして、その平均獲得額も5,489円となっております。昨年が、349組合が賃金改善を獲得し、その平均額は1,884円ということでしたから、大幅に組合数、改善額ともにアップを実現しております。もちろん、その春の時点以降も物価上昇は続いております。更なる上げがなければ、経済の好循環は達成できないと考えます。

3点目、8月の消費者総合物価指数について触れます。2020年を100とした指数は105.9となります。前年同月比は3.2%となりました。政府日銀は2%の物価上昇を目標とありますが、明らかにそれを上回るペースで進んでおり、賃金上昇がそれに追いついていない状況だと言えます。労働組合の交渉結果が先述のとおりで、高水準となっておりますけれども、中小の未組織企業まで賃上

げが波及できていない。労働協約の拡張適用の考え方をもって、特定最賃を引上げて全体を底上げしていく必要があると考えています。

そして最後4点目に業界を取り巻く状況であります。内田委員、荒城委員より説明をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

内田委員

はい、少し販売について触れさせていただきと思います。8月までの状況で説明させていただきたいと思います。自販連と全軽自動車協会が発表した2023年度8月までの国内新車販売台数は、前年同期に比べて、17.3%増の34万と342台、12か月連続のプラスとなっております。軽の販売は、2か月ぶりに前年実績を超え、2か月ぶりに2桁増となっております。登録車が19%増の213,000台、軽自動車は14%増の146,000台でした。2023年に入ってから半導体不足が改善し、納期は水準に戻りつつある一方で、いまだに、一部の車種では納車に時間がかかっており、先行きについては、自販連は、半導体供給が円滑に進めば増加ペースも続くだろうと指摘をしています。全軽自動車協会については、秋以降に複数の新車販売が予定されており、市場の活性化に期待したいとコメントしています。

御存知のとおり、今年の春闘では多くの単組でこれまで以上の賃金改善分を獲得しておりますし、企業内最低賃金協定の締結水準が引き上げられています。こうした労働者の賃金実態を踏まえれば、最低賃金においても金額改定を図っていく必要があると考えています。連合のホームページをみると特定最低賃金とは、「特定の産業ごとに設定された最低賃金とあり、地域別最低賃金よりも高い水準で最低賃金を定めることが必要と認めた場合に設定され、特定最賃を定め他の産業よりも高い水準の賃金を定めることで企業、産業の魅力を高めることができる。」とあります。

商品が安定供給されても、我々小売がお客様に届けないと何の意味もありません。

せん。役割の大きな自動車小売特定最賃は、県内の他の産業や他県の同業と比べても低い水準にあります。様々なコストが上昇して、経営的な厳しさは理解しておりますが、生活コストが上がっていくのは労働者も同様です。以上のことから、真摯な審議をお願いしたいと考えております。

私からは以上です。

荒城委員

はい、私からは、業界が抱える深刻な人手不足に関してお話をさせていただきます。

まず、自動車小売業は、現在深刻な人手不足に悩まされております。高度な技術スキルと顧客サービスの向上が求められているにも関わらず、人材確保の課題は業界全体において深刻化しています。さらに、人手不足のため人材育成の取組は遅れ、顧客の高い期待に応えるのが精一杯という日々が続いております。離職者が多い中、顧客サービスの向上、人材育成を図るには、まず、人材の確保が必要だと考えます。

そのような中、自動車小売産業では、採用にも苦慮しており、特に整備士は3Kのイメージもあり、自動車整備学校の入学者も年々減少しており、自動車小売業に対するイメージから、自動車小売業の人气が低下しているのは間違いありません。人材確保が困難な現状では、自動車小売業の衰退に繋がり、自動車小売業の衰退は日本経済の基幹産業である自動車産業にも大きく影響を及ぼします。

賃金だけが原因とは考えておりませんが、賃金は会社を選ぶ際の選考基準となっており、自動車小売の特定最賃の現状は他産業に比べて低い水準にあり、他産業より高い水準の特定最賃を設定することで、産業の魅力向上に繋がり、新卒や中途入社はもちろん、これから争奪戦が予想される外国人労働者の採用にも大きく寄与すると考えております。地域別最低賃金は、40円という大幅な上げがされましたが、自動車小売業の特定最賃も地賃のアップ額に負けない

金額を引上げることで人材を振り向かせる業界にしていかなければならないと考えております。

私からは以上です。

三井部会長

はい、ありがとうございました。

以上、労側からですね、意見表明いただきましたが、これに対して、使側よろしく申し上げます。

巢守委員

はい、それでは、使側の基本的な考え方について私の方から説明させていただきます。

今現在、企業経営における不安材料は、国際情勢の混乱です。エネルギーコストの高騰、そして、円安の進行による物価高です。特に、中小零細企業では、価格転嫁が追いつかず、厳しい経営を強いられています。

一方で、日本の賃金水準が上がっていくことに関しては、否定はしません。なにより、生活必需品の価格が上がっていますし、物価上昇に追いつかないと、実質賃金は下がっていくということで、これは望ましいことではないと考えています。また、賃金の底上げによって、先ほどもありましたけど、社会全体の購買力が上がり、経済が回ることにも繋がるとも思っています。

問題は、企業に賃金の支払能力があるかどうか、ということです。生産性の改善がないままで、年に、3%とか4%とか賃金を引き上げるのは非常に厳しいと考えます。

したがって、強制力の強い最低賃金は、慎重に検討するべきと判断します。また、中小零細企業や小規模事業者の経営実態に目線を置く必要があると考えます。広島県の自動車小売業の対象は、先ほど資料にもありました1,575事業所です。この中には、メーカー系列のディーラーから、町の整備工場まで含ま

れております。利益率の高い企業は、労働分配率を上げることは可能ですが、中小零細企業は既に労働分配率が高いですし、利益率が低いのが実態です。仕事の中身が変わっていない状態で、急激な賃上げには対応はできません。

したがって、地道な環境整備によってですね、原資を確保しながら継続的な賃上げ感になると考えております。第1回目ですので、資料の説明を聴くとともにですね、使側としての基本姿勢について発言をすることとどめたいと思いますので、本日は金額の提示はいたしません。

三井部会長

ありがとうございました。

今の使側のお話いただいたのですが、これを受けまして、労側何か御意見ございますか。

本日はですね、両側ともに、頭出しというか御意見、状況説明にとどまるということで、具体的な金額提示もされないということで、一応、これぐらいで、今日の認識は表明ということでいいですか。

山崎委員

昨年からの変化点といいますか、昨年はまだコロナが5類でなくて、コロナ禍という中での、半導体不足に苦しめられていて、本当に車の納期が長くて、お客様に対して新車を思うようにお届けすることができなかった状況、それが改善されて来ているという変化点が1つあるという観点がありますし、また、物価高騰の価格転嫁というのか、まず、新車を販売するという段階で、車を製造する際のコストアップ分を反映させて、お客様に買っていただく際の、車の値段というものが、この1年間で随分上がったなど考えております。

したがって、いろんすそ野の広い様々な企業様に分配していく際の原資が新車の販売というところで、まず入ってきます。それがこの1年間で徐々に分配されてきているのではないかと考えておりますのでその辺りの変化につ

いて、使側の皆さんの御意見をお聞かせていただけたらと思います。

三井部会長

わかりました。今あの、労側から使側へ意見を聴きたいとボールが投げられましたので、使側それを受けて何か御発言ありませんか。

巢守委員

はい、供給制限がかなり緩和をされてきたと、先ほどの資料、御発言で17%強ということはよくわかりました。今の話でいうと、自動車の単価もかなり上がってきてますので、昨年度に比べたらかなり売上げが作り易い環境、状況になってるのかなと、充分理解はできます。

ただ、これはディーラーさんの、かなりメーカー系列であるとか大手ディーラーさんの話であって、やっぱり、最低賃金ですから、中小零細に目線を向けなければいけないと、私は思っています。そういった面では、町の整備工場とかですね、1,575事業所の末端の方の経営というのはまだまだ厳しいんじゃないですか、そんなに自動車も台数、月販で売するような事業所でもないでしょうし、諸物価の高騰によって経営の方が圧迫していると私は思っています。

労側の意見情報としては分かるんですが、目線をいろいろ広くみる必要があるのかなと思います。

三井部会長

はい、わかりました。ありがとうございます。

どうですか山崎委員、今の使側の巢守委員の発言を受けて、更にございますか。

山崎委員

そういった町工場さんのお仕事する際の単価といったものを上げて来られて

ますでしょうか。

それが上げておられているのであれば、賃上げということに対して、支払能力が上がってくるというような方向に物事が動いていくのかどうか、その辺りが多分肝だと思います。

三井部会長

巢守委員いかがですか。

巢守委員

はい、これから協議をしていけばいいとは思っているんですけども、使側としては、急激な引上げですね、賃金引上げというのはですね非常に、準備ができない。3%、4%それを上回るようなですね、非常に厳しいという状況はあります。ただ、資料にもありましたけど、3.9%賃金上がっているのは実際なので、その辺加味しながら妥協点を協議の中で見つけていきたいと思っています。

三井部会長

今日は、頭出しというか、状況認識を労使で双方に御確認いただくということで、基本的なところが金額提示はありませんので、本日はこれ以上審議を続けましても、進展は無いものと思われますので、今お互い労使から投げられたボール含めてもうちょっと具体的な根拠、資料含めてですね、次回金額御提示いただいて、実質的な議論に入らしていただきたいということでよろしゅうございますか。

それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

重弘室長補佐

それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。

事務局にて日程調整をさせていただき、次回は、10月6日、金曜日、10時から2号館6階7号会議室での開催を予定しております。その次は10月20日（金曜日）10時の予定となっております。

三井部会長

それでは、次回の開催は、10月6日、金曜日、10時から、本日と同じ2号館6階7号会議室での開催です。皆様には日程の確保をよろしく、お願いします。そのほか、何かございますか。

（発言無し）

三井部会長

事務局からは、いかがですか。

石井賃金室長

ございません。

三井部会長

次回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による2者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、本日の専門部会は、これにて閉会といたします。

皆様、お疲れ様でございました。